

県立高等学校管理運営規則等の一部改正について

1 改正の理由

- (1) 入学時の住民票抄本提出の省略
県立高校等では、文部科学省の要請する正確な学籍管理のため、また、生徒及びその保護者の県内住所の確認のため、入学時に住民票抄本の提出を求めているが、入学手続の省力化及び市町村窓口業務の負担軽減のため、指導要録により住所を確認することとし、住民票抄本の提出を不要とするもの
- (2) 旅行命令に係る県外出張届出、海外出張承認申請書及び私事旅行届出の廃止
携帯電話等の普及により、長期間、県外等の居住地を離れる場合においても連絡可能であり、その旨、県高等学校教育研究会事務部会や一部の学校から改正の要望があったことから、知事部局や教育委員会事務局のほか、他県の状況等も踏まえ廃止するもの
- (3) その他
法律番号の誤り及び規則名称の改正に伴うもの

2 改正する規則

- (1) 県立高等学校管理運営規則 (平成 14 年教育委員会規則第 8 号)
- (2) 県立特別支援学校管理運営規則 (平成 14 年教育委員会規則第 9 号)
- (3) 県立中等教育学校管理運営規則 (平成 14 年教育委員会規則第 10 号)
- (4) 県立中学校管理運営規則 (平成 18 年教育委員会規則第 20 号)

3 主な改正内容

- (1) 入学時の住民票抄本提出の省略
入学時の住民票抄本の提出を省略するとともに、今後の収入証紙の廃止に対応するため、「入学料を添え」の文言を「入学料を納付しなければならない」に改正する。同様に、「入学者選抜等手数料を添え」の文言を「入学者選抜等手数料を納付しなければならない」に改正する。
※ 上記 2 (1)、(3) 及び(4)のみ
- (2) 旅行命令に係る県外出張届出等規定の見直し
これまで届出を求めていた、「校長の 4 日以上及び校長以外の職員の 7 日以上」を要件とする県外出張届出、「職員の日本国外への出張」を要件とする海外出張承認申請書及び「私事のため 3 日以上」を要件とする私事旅行届出の規定を削除する。
- (3) その他
「教育公務員特例法 (昭和 24 年法律第 148 号)」を「教育公務員特例法 (昭和 24 年法律第 1 号)」に、「県立学校授業料徴収規則」を「県立学校授業料等徴収規則」に改正する。
※ 規則改正は上記 2 (3)のみ。

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日 (上記 1 (3)は、公布日)

5 その他

- (1) 入学時の住民票抄本提出の省略については、必要に応じて、住基ネットで確認できるよう宮崎県住民基本台帳法施行条例が改正されている。(令和 7 年 11 月議会)
- (2) 海外出張承認申請書の廃止に伴い、宮崎県教育委員会事務決裁等規程も別途改正予定である。

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第 号

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第1条 県立高等学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入学志願の手続き)</p> <p>第17条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類 <u>に、入学者選抜等手数料を添え、出身学校長を経て、校長に提出</u> しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(入学等の手続き)</p> <p>第19条 入学者選抜により合格した者は、<u>誓約書及び住民票の抄本</u> <u>に入学料を添え、</u>校長の指定した期日までに、校長に<u>提出</u>しな ければならない。</p> <p>(授業料等)</p> <p>第33条 学校の授業料、科目履修料、入学料及び手数料の徴収等 については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数</p>	<p>(入学志願の手続き)</p> <p>第17条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類 <u>を校長に提出するとともに、教育関係使用料及び手数料徴収条例</u> <u>(平成13年宮崎県条例第23号)に定めるところにより入学者選抜</u> <u>等手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(入学等の手続き)</p> <p>第19条 入学者選抜により合格した者は、<u>誓約書</u>を校長の指定した 期日までに、校長に<u>提出</u>するとともに、<u>教育関係使用料及び手数</u> <u>料徴収条例に定めるところにより入学料を納付</u>しなければならない。 い。</p> <p>(授業料等)</p> <p>第33条 学校の授業料、科目履修料、入学料及び手数料の徴収等 については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数</p>

料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）及び教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）並びに県立学校授業料等徴収規則（平成9年宮崎県教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。）による。

（初任者研修指導教員）

第75条の2 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（昭和24年法律第148号。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。

2～4 [略]

（旅行命令）

第84条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。ただし、校長の4日以上及び校長以外の職員の7日以上の県外出張については、県外出張届出書（別記様式第17号）により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

2 職員の日本国外への出張については、海外出張承認申請書（別記様式第18号）により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

3・4 [略]

（私事旅行）

第90条 職員は、私事のため3日以上居住地を離れて旅行する場合は、あらかじめ校長に届け出るものとする。

（県立特別支援学校管理運営規則の一部改正）

料徴収条例及び教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）並びに県立学校授業料等徴収規則（平成9年宮崎県教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。）による。

（初任者研修指導教員）

第75条の2 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。

2～4 [略]

（旅行命令）

第84条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。

2・3 [略]

（私事旅行）

第90条 職員は、私事のため旅行する場合においても、緊急時に上司からの連絡を受けられる状態にしておかななければならない。

第2条 県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（初任者研修指導教員）</p> <p>第73条の2 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（<u>昭和24年法律第148号</u>。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（旅行命令）</p> <p>第82条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。<u>ただし、校長の4日以上及び校長以外の職員の7日以上</u>の県外出張については、<u>県外出張届出書（別記様式第21号）により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 職員の日本国外への出張については、海外出張承認申請書（別記様式第22号）により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3・4</u> [略]</p> <p>（私事旅行）</p> <p>第88条 職員は、私事のため<u>3日以上居住地を離れて旅行する場合は、あらかじめ校長に届け出るものとする。</u></p>	<p>（初任者研修指導教員）</p> <p>第73条の2 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（<u>昭和24年法律第1号</u>。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（旅行命令）</p> <p>第82条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。</p> <p><u>2・3</u> [略]</p> <p>（私事旅行）</p> <p>第88条 職員は、私事のため旅行する場合においても、<u>緊急時に上司からの連絡を受けられる状態にしておかなければならない。</u></p>

（県立中等教育学校管理運営規則の一部改正）

第3条 県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入学志願の手続き)</p> <p>第17条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類に、<u>入学者選抜等手数料を添え、出身学校長を経て、校長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(入学等の手続き)</p> <p>第19条 入学者選抜により合格した者は、<u>誓約書及び住民票の抄本</u>を校長の指定した期日までに、校長に提出しなければならない。</p> <p>(授業料等)</p> <p>第33条 後期課程の授業料及び手数料の徴収等については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数料徴収条例<u>(平成13年宮崎県条例第23号)</u>及び教育関係使用料及び手数料減免規程(平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号)並びに<u>県立学校授業料徴収規則</u>(平成9年宮崎県教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。)による。</p> <p>(初任者研修指導教員)</p> <p>第72条の2 初任者研修を受ける者(以下「初任者」という。)が所属する学校に、教育公務員特例法(<u>昭和24年法律第148号</u>。以下「教特法」という。)第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。</p>	<p>(入学志願の手続き)</p> <p>第17条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類を校長に提出するとともに、<u>教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号)</u>に定めるところにより<u>入学者選抜等手数料を納付</u>しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(入学等の手続き)</p> <p>第19条 入学者選抜により合格した者は、誓約書を校長の指定した期日までに、校長に提出しなければならない。</p> <p>(授業料等)</p> <p>第33条 後期課程の授業料及び手数料の徴収等については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数料徴収条例及び教育関係使用料及び手数料減免規程(平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号)並びに<u>県立学校授業料等徴収規則</u>(平成9年宮崎県教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。)による。</p> <p>(初任者研修指導教員)</p> <p>第72条の2 初任者研修を受ける者(以下「初任者」という。)が所属する学校に、教育公務員特例法(<u>昭和24年法律第1号</u>。以下「教特法」という。)第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。</p>

<p>2～4 [略] (旅行命令)</p> <p>第81条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。<u>ただし、校長の4日以上及び校長以外の職員の7日以上の県外出張については、県外出張届出書(別記様式第20号)により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 職員の日本国外への出張については、海外出張承認申請書(別記様式第21号)により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3・4 [略]</u> (私事旅行)</p> <p>第87条 職員は、私事のため<u>3日以上居住地を離れて旅行する場合は、あらかじめ校長に届け出るものとする。</u></p>	<p>2～4 [略] (旅行命令)</p> <p>第81条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。</p> <p><u>2・3 [略]</u> (私事旅行)</p> <p>第87条 職員は、私事のため旅行する場合<u>においても、緊急時に上司からの連絡を受けられる状態にしておかななければならない。</u></p>
--	--

(県立中学校管理運営規則の一部改正)

第4条 県立中学校管理運営規則(平成18年宮崎県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入学志願の手続き)</p> <p>第16条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類に、<u>入学者選抜等手数料を添え、出身学校長を経て、校長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(入学志願の手続き)</p> <p>第16条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類を校長に提出するとともに、<u>教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号)に定めるところにより入学者選抜等手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>

(入学等の手続き)

第18条 入学者選抜により合格した者は、誓約書及び住民票の抄本を校長の指定した期日までに、校長に提出しなければならない。

(手数料)

第32条 手数料の徴収については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号)による。

(初任者研修指導教員)

第62条 初任者研修を受ける者(以下「初任者」という。)が所属する学校に、教育公務員特例法(昭和24年法律第148号。以下「教特法」という。)第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。

2～4 [略]

(旅行命令)

第71条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。ただし、校長の4日以上及び校長以外の職員の7日以上の県外出張については、県外出張届出書(別記様式第19号)により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

2 職員の日本国外への出張については、海外出張承認申請書(別記様式第20号)により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

3・4 [略]

(私事旅行)

(入学等の手続き)

第18条 入学者選抜により合格した者は、誓約書を校長の指定した期日までに、校長に提出しなければならない。

(手数料)

第32条 手数料の徴収については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数料徴収条例による。

(初任者研修指導教員)

第62条 初任者研修を受ける者(以下「初任者」という。)が所属する学校に、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。

2～4 [略]

(旅行命令)

第71条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。

2・3 [略]

(私事旅行)

第77条 職員は、私事のため3日以上居住地を離れて旅行する場合は、あらかじめ校長に届け出るものとする。

第77条 職員は、私事のため旅行する場合においても、緊急時に上司からの連絡を受けられる状態にしておかなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中県立高等学校管理運営規則第75条の2第1項、第2条中県立特別支援学校管理運営規則第73条の2第1項、第3条中県立中等教育学校管理運営規則第33条（「県立学校授業料徴収規則」を「県立学校授業料等徴収規則」に改める部分に限る。）及び第72条の2第1項並びに第4条中県立中学校管理運営規則第62条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。